



埼玉県報

第 588 号
令和 7 年(2025 年)
2 月 4 日
火曜日

目 次

告示

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による事項の閲覧に供する方法の告示(入札課)
- 見沼代用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 深谷都市計画下水道(深谷市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 寄居都市計画下水道(深谷市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)

告 示

埼玉県告示第八十六号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号。以下「令」という。）第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による事項について、次の方法により公衆の閲覧に供するので、令第五条第三項（令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和七年二月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 令第五条第一項及び第五項の規定による発注見通しに関する事項の公表並びに令第七条第一項から第三項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項（同条第一項第三号に掲げる事項を除く。）の公表は、入札情報公開システム（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF0005howAction>）に掲載する方法により行うものとする。

二 令第七条第一項第三号に掲げる事項の公表は、埼玉県入札課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）に掲載する方法により行うものとする。

告 示

埼玉県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、久喜市見沼代用水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和七年一月二十二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年二月四日から令和七年三月六日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所

川口市役所

行田市役所

加須市役所

春日部市役所

羽生市役所

鴻巣市役所

上尾市役所

草加市役所

越谷市役所

戸田市役所

桶川市役所

久喜市役所

蓮田市役所

白岡市役所

伊奈町役場

宮代町役場

各市町のホームページ

告 示

埼玉県告示第八十八号

深谷市から深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八十九号

深谷市から寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和七年二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第七号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和七年一月二 十四日	指定の年月日
埼玉県富士見市大字水子字氷川前千三百九十七ー 四並びに千三百九十八、千三百九十九、千四百五及 び千四百六一一の各一部並びに千三百九十七ー四、 千三百九十八、千三百九十九、千四百一六、千四百 一、千四百四、千四百五及び千四百六一一の各先	指定に係る道路の位置
五十・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
二十・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和七年二月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第 秩 一 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
令 和 七 年 一 月 三 十 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 六 番 二 千 三 十 二 番 十 八	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
二 十 八 ・ 〇 三	指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 五 〇	指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和七年二月四日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘 信

令和6年10、11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検 査 の 概 要				備 考
			分 析 結 果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項 目	指摘事項			
なたね油かす及びその 粉末	ヤマキ食品株式会社	5.3 なたね油かす粉末	主成分－TN、TP、TK				
食品残さ加工肥料	大村商事株式会社	みどりくん	主成分－TN、TK その他－油分				
消石灰	秩父石灰工業株式会 社	アグリ 72	主成分－A 1				
	岩水石灰工業株式会 社	60.0 消石灰	主成分－A 1				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TP－加里全量、A1－アルカリ分